

様式第4号（第2条関係）

誓約書

松野町定住促進条例に基づく奨励金等の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 奨励金等交付の後10年以上、松野町に生活の基盤を置きます。
- 2 奨励金等交付の後、交付の資格要件に変更を生じたときは、直ちに届出をします。
- 3 奨励金等を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保にいたしません。
- 4 次の場合においては、既に交付された奨励金等の全部又は一部について、返還命令に従い返還いたします。
 - (1) 松野町定住促進条例第7条に規定する届出の義務を怠った場合又は虚偽の内容が認められた場合
 - (2) 故意に奨励措置の対象となる行為をしたと認められた場合
 - (3) 定住住宅建築奨励金については、10年が経過しないうちに、自らが住宅に居住しなくなった場合又は他人に住宅を貸与し、若しくは譲渡した場合
 - (4) その他不正な手段により奨励措置の適用を受けたと認められた場合

申請区分

- 定住住宅建築奨励金
- 結婚祝金
- 出産祝金

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(結婚祝金の場合の配偶者)

氏 名 _____ (印)

(保証人)

氏 名 _____ (印)

添付書類：印鑑証明書